

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2018/8/10号 (No. 282)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. 「十三五国家知的財産権保護と運用計画」中間評価指導会議が北京で開催(中国知識産権資訊網 2018年7月25日)
2. 国家知識産権局、スマート審査システムに関するシンポジウムを開催(国家知識産権網 2018年7月20日)
3. SIPO 劉俊臣副局長、国際商標協会 CEO 一行らと会談(国家知識産権網 2018年7月20日)
4. 李克強総理：悪意の知的財産権侵害に対し「破産するまで罰金を科す」(中国打撃侵權工作網 2018年7月19日)
5. 全国の税関で「龍騰」行動開始、国内ブランドの海外進出を支援(中国打撃侵權工作網 2018年8月2日)
6. 国家知識産権局、未登録商標の違法使用を取り締まる「浄化」行動を実施(中国知識産権資訊網 2018年7月31日)
7. SAMR 張茅局長、韓国公正取引委員会キム・サンジョ委員長と会談(国家市場監督管理総局公式サイト 2018年7月30日)

○ 地方政府の動き

1. 江蘇、戦略的新興産業に関する特許早期警報成果発表会を開催(国家知識産権網 2018年7月25日)
2. 浙江省科技厅、2018年特許産業化活動を実施(国家知識産権網 2018年7月30日)

○ 司法関連の動き

1. 上海高級法院、知的財産権司法保護強化の「若干意見」を公布(中国知識産権資訊網 2018年7月30日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 黒龍江省工商局、商標権侵害を全面的に摘発、特別行動を実施(中国知識産権資訊網 2018年7月25日)
2. 天津市、偽ブランド品のアパレル販売事件摘発、総額500万元以上(中国法院網 2018年7月25日)
3. 税関総署：国内権利者の知的財産権を侵害した貨物は約7割(中国知識産権資訊網 2018年7月24日)

○ 統計関連

1. 中国、人工知能特許が最も多い国に＝清華大学「人工知能発展報告書」(国家知識産権網 2018年7月25日)
2. 安徽省の有効登録商標が35万件超、全国4位(国家知識産権戦略網 2018年8月1日)

○ その他知財関連

1. 知的財産権サービス業、国家重点研究開発計画に盛り込まれる(中国知識産権資訊網 2018年8月1日)
2. 独禁法施行10年を迎え、第7回競争政策フォーラム開催(中国打撃侵權工作網 2018年8月1日)

●ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. 「十三五国家知的財産権保護と運用計画」中間評価指導会議が北京で開催★★★

7月20日、『「十三五」国家知的財産権保護と運用計画』の中間評価指導グループ会議が北京で開催された。国家知識産権局（SIPO）甘紹寧副局長が出席し、演説した。

会議で、中間評価作業の進捗状況が報告され、『「十三五」国家知的財産権保護と運用計画』実施状況に関する中間報告書の意見募集稿が説明された。会議に出席した専門家は評価報告書を審議した後、目標達成状況、成果、新しい課題などの観点から提案を行った。また、会議で次の段階の活動について議論が交わされた。

甘副局長は、評価報告書のさらなる改善について、▽「十三五」計画の主要任務と、重要活動、重大プロジェクトの進捗、実績▽問題点と改善措置に関する内容——などを盛り込むよう求めた。

（出典：中国知識産権资讯网 2018年7月25日）

★★★2. 国家知識産権局、スマート審査システムに関するシンポジウムを開催★★★

7月19日、国家知識産権局（SIPO）が北京で、スマート審査システムの構築作業に関するシンポジウムを開催し、人工知能やビッグデータなどの情報技術の活用による特許、商標などの審査の効率向上について検討した。申長雨局長が出席し、演説した。

申局長は、スマート審査システムは世界一流の審査機構になるための戦略的な取組みで、重要な意義があると強調し、▽審査技術と人工知能技術との結合、▽内部資源と外部資源との結合、▽審査業務と公共サービスとの結合——を視野に入れてスマート審査システムの整備を進めるよう求めた。

国家知識産権局の特許、実用新案、意匠に関する審査部門、商標局、専利復審委員会、商標評審委員会を含む各部門の責任者がシンポジウムに出席し、議論を交わした。

（出典：国家知識産権網 2018年7月20日）

★★★3. SIPO 劉俊臣副局長、国際商標協会 CEO 一行らと会談★★★

7月17日、国家知識産権局（SIPO）の劉俊臣副局長が北京で、国際商標協会（INTA）Etienne Sanz de Acedo 最高経営責任者（CEO）一行らと会談した。双方はともに関心を寄せる知的財産権問題について意見を交わし、知的財産権の発展促進で協力することに合意した。

劉副局長は、再編後の中国国家知識産権局の主な業務内容などを説明した。また、今までの商標などの知的財産権分野における友好協力関係を評価し、交流、協力のさらなる強化、相互理解と共通認識の増強、知的財産の共同促進に期待すると表明した。Acedo氏は、中国が知的財産権分野で取得した実績を評価し、より多くの中国企業による INTA 加盟などを SIPO が奨励、支援するよう望むと語った。

双方はまた、中国商標法の改正、INTA 年会などについて交流を行った。SIPO 国際合作司、商標局、商標評審委員会、中華商標協会の責任者が会談に出席した。

（出典：国家知識産権網 2018年7月20日）

★★★4. 李克強総理：悪意の知的財産権侵害に対し「破産するまで罰金を科す」★★★

中国と欧州連合（EU）は7月16日、北京で首脳会合を開いた。会合の後、中国国務院の李克強総理は、EUのトゥスク欧州理事会常任議長（EU大統領）とともに、中欧の経済界を代表するCEO（最高経営責任者）らが参加する「中欧企業家ラウンドテーブル」に出席した。李克強総理は席上で、「悪意の知的財産権侵害を行う個人または企業に対し、破産するまで罰金を科す」と表明した。

李総理は会合において、中国は外資系企業の良いビジネス環境を創造するため、中国企業と外国企業を区別せず、強制的な知的財産権の譲渡を断固禁止し、許容していないと強調した。

李総理はまた、「対中投資企業、中国側と提携関係にある企業が、もしなにか不公正な待遇、強制行為を受けた場合、特に重大な知的財産権侵害を受けた場合、直接、私および同席の部長達に訴えることができる」と話し、「中国は知的財産権侵害行為に対する懲罰を強化し、悪意の知的財産権侵害を行う個人または企業に対し破産するまで罰金を科す」と表明した。

(出典：中国打撃侵権工作網 2018年7月19日)

★★★5. 全国の税関で「龍騰」行動開始、国内ブランドの海外進出を支援★★★

全国の税関は8月1日より、知的財産権で優位性を有する輸出企業の知的財産権を守る2018年度の「龍騰」特別行動を始動した。

税関総署が昨年初めて実施した「龍騰」行動において、全国の税関は知的財産権保護措置を872回実施し、重点保護対象である企業の知的財産権を侵害した貨物107万点を差し押さえた。総額は1402万元に上る。

今年の「龍騰」行動では、昨年の成果を踏まえて保護対象企業リストを拡大し、法執行業務などのさらなる整合を通じて、輸出貨物における権利侵害行為を厳重に取り締まる方針である。全国の税関は、機械製造、日用品、食品加工、個人向け電子製品などを含む従来産業と、省エネ・環境保護、通信電子、先端設備製造、バイオ医薬などの戦略的新興産業に重点を置いて、「一帯一路」沿線国や東南アジア、アフリカ、中東、ラテンアメリカなどに輸出される権利侵害貨物の摘発に注力する。

(出典：中国打撃侵権工作網 2018年8月2日)

★★★6. 国家知識産権局、未登録商標の違法使用を取り締まる「浄化」行動を実施★★★

国家知識産権局は未登録商標の違法使用を取り締まる「浄化」特別行動を推し進めている。6月から開始したこの特別行動は10月までに実施される予定。未登録商標の商標法に違反した使用行為を厳重に取り締まり、商標の不正使用による不良な影響を取り除く。国家市場監督管理総局が先日公表した「浄化特別行動の実施に関する行動方案」でわかった。

「行動方案」によると、浄化特別行動は情報収集、動員・計画、実施、総括の4段階に分けて実施される。各地方の商標管理部門に対し、今年度の商標分野における重点活動として、日常の監視管理活動の強化や地域を跨ぐ法執行協力の推進などを通じて、確実な効果を上げるよう求めている。また、商標関連法律の普及啓発と、特別行動で取得した実績のPRなどにより、良好な雰囲気醸成し、市場主体が法に則って商標の育成、運用を行うよう促進することとしている。

(出典：中国知識産権資訊網 2018年7月31日)

★★★7. SAMR 張茅局長、韓国公正取引委員会キム・サンジョ委員長と会談★★★

7月30日、国家市場監督管理総局（SAMR）の張茅局長が北京で、韓国公正取引委員会（KFTC）の金尚祚（キム・サンジョ）委員長と会談を行った。

張局長は、中国の反独占法の実施状況などを説明した。また、「中国と韓国は独占防止、不正競争に関する法執行、消費者保護などの分野で良好な協力関係を維持している。これまでに締結した協力協定の実施を推進し、交流、協力を引き続き深めていきたい」と表明した。

金委員長は、両国が独占防止、不正競争対策分野で取得した協力成果を評価した。さらに、SAMRとの良好な協力関係を一層強化して、両国企業の健全的な発展を促進してほしいと語った。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2018年7月30日)

★★★1. 江蘇、戦略的新興産業に関する特許早期警報成果発表会を開催★★★

7月23～24日、江蘇・蘇州市で戦略的新興産業における特許早期警報分析（Patent Early Warning analysis）成果発表会が開催された。▽光ファイバ製造技術と設備、▽集積回路パッケージングとテスト、▽スマート繊維機械製造——の3つのプロジェクトが含まれた。江蘇省の企業150社以上と省知識産権局、蘇州市知識産権局、プロジェクト担当機関の責任者が出席した。

各プロジェクトの担当機関からそれぞれの特許早期警報の分析、研究成果をまとめた報告書が発表された。関連分野の専門家は特許早期警報に関する経験などを紹介した。

特許早期警報分析プロジェクトは、江蘇省知識産権局が企業の発展を支援するための重要な施策である。江蘇省の戦略的新興産業の発展状況を分析、研究し、対策やアドバイスを提案することにより、産業政策の策定や企業、大学、研究機関の研究開発・イノベーションをサポートする。

（出典：国家知識産権網 2018年7月25日）

★★★2. 浙江省科技厅、2018年特許産業化活動を実施★★★

浙江省科技厅がこのほど、「2018年特許産業化実施活動の推進に関する通達」を出し、今年の特許産業化活動を始動した。

「通達」によると、浙江省は総生産高1兆元を目指す8つの主要産業の育成と「10+1」従来産業アップグレードプログラムに焦点を合わせ、地方産業の特徴と発展の方向性を踏まえて、特許成果の掘り下げと育成の目標を定める。省科技厅は省政府の要求に従い、目標に関する指標システムを作成し、各地方の特許管理部門に対し、それぞれの実情を踏まえて特許産業化活動を確実に推進するよう求めている。また、省、市、区の3レベルが連動する活動体制を強化し、サービス内容を絶えず充実、改善し、企業を対象とした特許産業化の最善な環境作りに取り組むこととしている。

（出典：国家知識産権網 2018年7月30日）

○ 司法関連の動き

★★★1. 上海高級法院、知的財産権司法保護強化の「若干意見」を公布★★★

上海市高級人民法院がこのほど、「知的財産権司法保護の強化に関する若干意見」を公布した。知的財産権の司法保護で直面している「挙証が難しい」、「賠償額が低い」、「審理期間が長い」といった3つの課題に焦点を合わせた内容が盛り込まれている。

「挙証が難しい」ことについては、手続き上の指導強化、挙証方法の充実、証明基準の正確な把握など、権利侵害の事実が判明しやすい証拠審査体制の構築に注力する。「賠償額が低い」ことについては、賠償額算出方法の合理的な適用、権利侵害に対する懲戒強化、法定賠償制度の活用などを含む、知的財産権の価値実現に寄与する損害賠償制度を構築する。また、「三合一」裁判体制の普及、司法救済の実効性向上など、紛争の適時で効果的な解決を図る裁判体制の整備により、「審理期間が長い」課題に対応する。

（出典：中国知識産権資訊網 2018年7月30日）

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 黒龍江省工商局、商標権侵害を全面的に摘発、特別行動を実施★★★

黒龍江省工商局はこのほど、同省の各工商部門に商標権侵害事件の徹底的な調査を求める旨の通達を出した。また、権利侵害者に倉庫、運輸などで手助けした者については、一斉摘発するよう要求した。

これに合わせて実施する特別行動において、中国馳名商標、地理的表示、渉外商標、老舗ブランドなどに重点を置いて、侵害事件の情報を幅広く収集し、「権利侵害商品の源、拠点、中間業者」の一斉摘発を目指し、商品生産、販売、登録商標標識製造を含む全分野で取り締まり活動を展開する。また、これまでの法執行活動では、販売業者をメイン対象として行ってきたが、いったん販売をやめた

販売業者は新たに別の名義で不正行為を繰り返し、侵害商品が市場に逆戻りするケースが多く、根本解決にはいたらなかった。これを解決するため、黒龍江省工商局は今回、権利侵害商品の販売業者よりも生産者の摘発を重視する方針を固めた。

(出典：中国知識産権资讯网 2018年7月25日)

★★★2. 天津市、偽ブランド品のアパレル販売事件摘発、総額 500 万元以上★★★

天津市公安局はこのほど、市知識産権局の支援を受けて、登録商標詐称商品販売に関わる重大事件の摘発に成功した。総額 500 万元を超える偽ブランド品のアパレル 1 万 200 点を差し押さえ、容疑者として店主を逮捕した。

天津市は、最も厳格な知的財産権保護を目指し、流通分野における知的財産権侵害犯罪の摘発を強化している。今回摘発した事件の容疑者は、「実店舗＋ウィチャット」の方法で、広州などから仕入れた偽ブランド品のアパレルを天津、北京、河北、河南、内モンゴル、吉林、山西などに販売していた。公安部門が現場で香港ブランドの「aape」、英国ブランドの「Boy London」、中国大陸部ブランドの「HiPanda」などの商標を付けた偽ブランド品 1 万 200 点を差し押さえた。総額は 500 万元を超えるという。

(出典：中国法院網 2018年7月25日)

★★★3. 税関総署：国内権利者の知的財産権を侵害した貨物は約 7 割★★★

税関総署が公表したデータによると、今年上半期、全国の税関で知的財産権侵害の疑いがある輸出入貨物 710 万点を差し押さえた。この中で、国内企業の有する知的財産権が侵害された貨物は 480 万点以上で、全体の 67.6%を占める。国内企業の知的財産権保護意識の向上がうかがえる。

1～6月に摘発した商標権侵害の貨物は 690 万点以上で、全体の 97.2%を占める。これらの貨物は国内外企業の商標 2200 件に関わったもので、主にアパレル・靴・帽子、軽工業製品などが含まれた。摘発件数の多い税関は依然として東部沿海の天津、上海、青島、寧波、厦門などである一方、瀋陽、鄭州、武漢、長春などの税関による摘発件数は上昇傾向にあることがわかった。

1～6月の国内企業による知的財産権税関保護の登録件数は 2796 件、全体の 60%を占める。特にシャオミ、ファーウェイ、大疆などのハイテク企業が知的財産権の税関保護を重視し、良い効果を上げている。

税関総署の張広志報道官は、税関は主要の商品、港、航路、国別に焦点を置いた知的財産権侵害摘発活動を実施し、法執行業務のインテリジェント化に注力するとともに、国の関連部門と提携して違法企業に対する共同懲戒を強化する方針であると説明した。

(出典：中国知識産権资讯网 2018年7月24日)

○ 統計関連

★★★1. 中国、人工知能特許が最も多い国に＝清華大学「人工知能発展報告書」★★★

中国は人工知能特許が最も多い国になった。このほど清華大学・中国科技政策研究センターが発表した「中国人工知能発展報告書 2018」でわかった。

昨年、中国の人工知能の市場規模は 237 億元に達し、前年より 67%増加した。人工知能企業は 1011 社に達し、米国の 2028 社に次いで世界 2 番目に多かった。特許出願に関して、中国は人工知能特許の出願件数が世界で最も多く、米国、日本よりも少し上回っている。企業別に見れば、国家电网は過去 5 年間、人工知能関連の技術で急速に発展し、出願件数が世界 4 位になっている。また、中国の人工知能特許の保有件数トップ 30 の中で、研究機関が 52%、大学が 48%をそれぞれ占め、国内企業は特許出願で立ち遅れていることが指摘されている。

同報告書はまた、中国は人工知能分野の基礎研究の強化、研究環境の最適化、優秀な人材の育成、産学研協力の奨励などに注力する必要があると提案した。

(出典：国家知識産権網 2018年7月25日)

★★★2. 安徽省の有効登録商標が35万件超、全国4位★★★

1～6月、安徽省の新規商標出願が9万7000件、中部地域で2位となり、新規商標登録が5万5000件、前年同期比96%増加した。有効登録商標が35万3000件に達し、前年同期比32.9%増加し、全国4位となっている。

安徽省は今年、商標ブランドの育成に取り組んでいる。上半期、中国馳名商標が11件認定され、総件数が283件に達し、地理的表示商標が13件認定され、総件数が130件に達した。「2018年度中国の最も価値を有する300ブランド」ランキングに、安徽省は中西部最多の7ブランドがランク入りした。この外、マドリッド協定に基づく国際出願は48件で、商標ブランドの国際化が進んでいる。

安徽省工商局はまた、企業による商標権担保融資を積極的に支援している。上半期の商標権担保融資は74件、5億534万元に達し、融資件数は全国の15.5%を占める。

(出典：国家知識産権戦略網 2018年8月1日)

○ その他知財関連

★★★1. 知的財産権サービス業、国家重点研究開発計画に盛り込まれる★★★

7月30日、中国専利技術開発会社がリーダーシップを取り、国内12機関が参加する「知的財産権情報共有と運営サービスデモンストレーション」プログラムの始動式典が北京で開催された。国家科技部所管の重点研究開発計画・重点プログラム弁公室、国家知識産権局の保護協調司、専利管理司、計画発展司の責任者と、プログラム担当専門家、各参加機関の代表が出席した。

「知的財産権情報共有と運営サービスデモンストレーション」プログラムは、知的財産権サービス業として、初めて国家重点研究開発計画に盛り込まれるプログラムである。開放、共有を前提とした知的財産権の運用、保護のニーズに対応し、一体化された知的財産権情報サービス・支援技術の研究開発、知的財産権サービス理論の刷新などを通じて、知的財産権サービスの標準化、知能化、一体化を図る。同プログラムの実施により、中国の知的財産権分野の情報活用、運用モデルのグレードアップなどを促進することが期待される。

(出典：中国知識産権資訊網 2018年8月1日)

★★★2. 独占禁止法施行10年を迎え、第7回競争政策フォーラム開催★★★

独占禁止法施行10周年を迎え、國務院反独占委員会の専門家諮詢グループと中国対外経済貿易大学競争法センターが共催する第7回中国競争政策フォーラムが7月31日、北京で開催された。米国連邦取引委員会、欧州委員会競争司、日本公正取引委員会、韓国公正取引委員会を含む各国の競争法執行機関や国際機関からの代表がフォーラムに出席し、基調講演を行った。

国内外の法執行機関や国際機関、研究機関、企業、弁護士事務所などからの代表300人余りが、「新時代の中国の競争政策」、「独占禁止法施行10周年の見直しと展望」といった議題をめぐり討議を展開した。出席者らは、中国の独占禁止政策は公平に競争する市場環境を作り、資源配分における市場の決定的な役割を果たし、近代的な経済体系を構築する上で助けになるものだと認識を示している。

フォーラムに出席した国家市場監督管理総局の甘霖副局長は、「ここ10年、独占禁止法の実施は画期的な成果を達成した。競争政策の地位も役割も強まり、独占禁止に関する監督・管理、法治化は絶えずレベルアップし、全国で統一された開放的、競争的、秩序ある市場システムが出来上がっている」と話した。

(出典：中国打撃侵權工作網 2018年8月1日)

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト : <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みません。) により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved